

パナマにおける新型コロナウイルス感染の現状と規制措置の現状

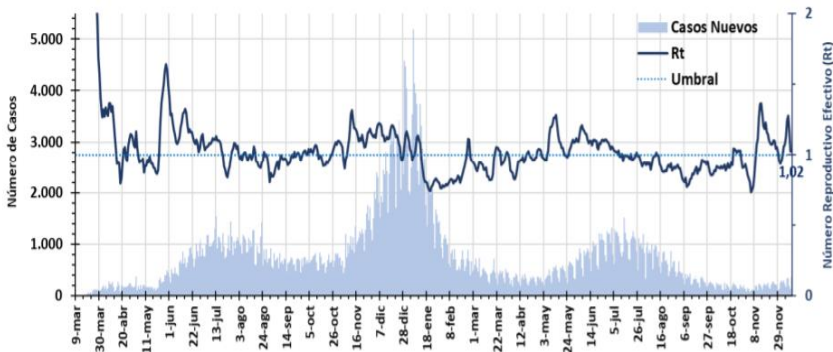
令和3年12月15日
在パナマ大使館

新型コロナウイルス感染にかかるパラメーターの目標と現状

項目	目標	現状 (括弧内は前回比)
1週間の新規感染者数	－	1,742(+271)
1週間の新規死亡者数	－	13(+4)
検査陽性率	－	4.5%(+1.2)
実効再生産数(Rt)	1.0以下	1.02 (+0.02)
致死率	3%未満	1.5% (±0)
利用可能な病床数	20%以上	44% (-1)
利用可能な I C U 病床数	15%以上	54% (-6)
利用可能な人工呼吸器	－	84% (±0)

(出典:12月14日汎米保健機構発表)

感染者数と実効再生産数(Rt)推移



(出典:12月14日汎米保健機構発表)

(※現在、当該資料は汎米保健機構の発表のタイミングに合わせて更新しています。)

規制措置の現状

	保健省発表による規制措置等 (パナマ県)
1 夜間外出禁止 (撤廃)	9/27より、パナマ県全域で、夜間外出禁止措置を撤廃。 8/9より、タボガ島、オトケ東・オトケ西は夜間外出禁止措置を撤廃。
2 経済活動等 (撤廃)	9/27より、パナマ県全域で、レストラン等の営業終了時間措置の撤廃。
3 その他措置等	(1) アパート等建物の共有スペースとプールの使用許可 (ファミリーバブルの維持、収容可能人数の25%まで) (2) ビーチ・河岸の滞在許可: 9/27より、ビーチ、河岸の滞在にかかる時間制限の撤廃及びアルコールの適度な摂取の許可。 (3) 4/19より、オープンスペースのスポーツ観戦の許可 (収容可能人数の25%まで。アルコール販売は禁止) (4) 5/3より、オープンスペースのレストラン & バー等におけるライブ演奏 (6人以下) の許可 (ダンスの禁止及び収容可能人数の25%まで)